

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 国税：法人税(義) 地方税：法人住民税(義)、法人事業税(義)
		② 上記以外の税目 －
3	内容	《制度の概要》 加入者である投資家の保護を図り、社債、株式等の振替に対する法律に基づく振替制度への信頼を維持するため、加入者保護信託を設定し、信託財産とするために振替機関及び口座管理機関が支払うこととなる負担金の損金算入を可能とするもの。 振替機関又は口座管理機関が振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせたまま破綻したことによって投資家に対して損害を与えた場合には、当該損害に相当する金額について、1 加入者当たり 1,000 万円を上限に加入者保護信託契約を締結している受託者から投資家に対し支払うこととなる。
		《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 11 第 1 項第 4 号
4	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 30 年 9 月 分析対象期間：平成 23 年度～平成 29 年度
6	創設年度及び改正経緯	制度創設：平成 15 年度
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 加入者保護信託制度により、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築すること。 《政策目的の根拠》 振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産とするための金銭を、受託者に対して支払わなければならない(社債、株式等の振替に関する法律第 62 条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅱ-2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から資産形成への流れを推進する。

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築するためには、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットが必要である。</p>														
9	有効性等	① 適用数	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数</p> <p style="text-align: right;">(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(三井住友信託銀行調べ)</p> <p>※ 各年度の振替制度への新規参加社のみ負担金を拠出(拠出は新規参加した各年度)。</p>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	10	3	6	3	5	15	11
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
		10	3	6	3	5	15	11									
		② 適用額	<p>○ 損金算入対象の負担金</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,500</td> <td>2,250</td> <td>4,500</td> <td>2,250</td> <td>3,750</td> <td>11,250</td> <td>8,250</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(三井住友信託銀行調べ)</p>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	7,500	2,250	4,500	2,250	3,750	11,250	8,250
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度									
7,500	2,250	4,500	2,250	3,750	11,250	8,250											
③ 減収額	<p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る減収額(推計)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,250</td> <td>675</td> <td>1,350</td> <td>675</td> <td>1,125</td> <td>3,375</td> <td>2,475</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記減収額は、負担金が全て損金算入されていると仮定し、負担金に法人税率(30%)を乗じて算出。</p>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	2,250	675	1,350	675	1,125	3,375	2,475		
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度											
2,250	675	1,350	675	1,125	3,375	2,475											
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成29年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は、約115億円となり、加入者保護信託に係る信託財産の積立額は着実に進捗がみられる。</p> <p>今後も、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社において、確実に積立てを行っていく必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>これまで振替機関又は口座管理機関が振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせたまま破綻したことはないものの、安心して投資できる市場を構築することで、貯蓄から資産形成への流れの推進には大きく貢献していると考えられる。</p>																
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットを整備するために振替機関及び口座管理機関が支払う負担金の損金算入による税収減は是認されるべきものとする。</p>																

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	加入者保護信託制度に係る本租税特別措置等の内容は、「投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する」という極めて公共性の高い目的の達成に寄与するものであり、これを支援することは妥当である。また、租税特別措置等の手段を用いることで、実際に加入者保護信託に拠出された金額に対してのみ損金算入を認めることが可能であり、他の政策手段と比べても適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	社債、株式等の振替に関する法律に基づき、振替機関及び口座管理機関に対し、加入者保護信託への負担金の支払義務を課すことで、投資家保護及び振替制度への信頼維持、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの構築を目指すとともに、本租税特別措置等により支援するものであり、適切かつ明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	加入者保護信託の破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資家を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立は着実に進捗しているものの、政策目的を実現・維持させるためには、引き続き、積立をしていく必要があるとあり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月